

随意契約理由書

件名	市立高校における学習支援アプリ導入事業	
契約の相手方	株式会社リクルートマーケティングパートナーズ	
根拠法令	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
随意契約の理由	<p>市立学校園については、新型コロナウイルス感染拡大防止に万全を期すため、5月31日まで臨時休業期間の延長が決定され、臨時休業期間は約3カ月に及ぶ過去に例のない長期なものとなった。</p> <p>学習に著しい遅れが生じないよう、早急に生徒が主体的に学習できる環境を整え、学習保障を実施するとともに、学習の遅れに対する生徒・保護者の不安を解消する必要がある。</p> <p>そこで、神戸市教育委員会では高校向けの学習支援として、各校の状況に合わせて対面授業を補う講義主体型の学習支援アプリを早急に提供し、休業中にできなかった授業の補完(再開後、授業で取り扱わず、動画閲覧で代替等)や、再開後のスピードアップした授業の補完、夏季休業日の短縮等により本来実施予定の進学向け補習が十分に出来なくなる場合の補完、とする方針を決定した。</p> <p>講義主体型の動画が教科書の单元ごとに整理され、基礎から難関大学受験まで学力レベルに対応して4万本を超えて提供でき、対面授業を補う学習支援アプリは株式会社リクルートマーケティングパートナーズが提供するオンライン学習支援アプリ「スタディサプリ」だけである。</p> <p>また、確認テストや学年・クラス・個人別の結果レポート、宿題配信機能、アンケート機能、生徒自身による理解度の確認、教員による生徒の学習状況等の把握やメッセージの送信機能、必要に応じて過去の学年における学習内容の復習、今後の予習・受験対策まで生徒自身が主体的に学習することができる機能を有しているのも「スタディサプリ」だけである。</p> <p>以上から、前述の教育委員会の方針に沿った製品は「スタディサプリ」以外になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」にあたり、特命随意契約とする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局学校教育課	(電話番号078-984-0716)